

○都留市重度心身障害者医療費助成条例

(昭和 52 年 9 月 26 日条例第 21 号)

改正 昭和 56 年 10 月 9 日条例第 30 号 昭和 58 年 1 月 28 日条例第 2 号
昭和 59 年 6 月 25 日条例第 20 号 昭和 59 年 12 月 22 日条例第 34 号
昭和 61 年 3 月 20 日条例第 10 号 平成 4 年 4 月 1 日条例第 10 号
平成 6 年 12 月 26 日条例第 31 号 平成 7 年 12 月 25 日条例第 24 号
平成 8 年 4 月 1 日条例第 14 号 平成 9 年 10 月 3 日条例第 28 号
平成 10 年 4 月 1 日条例第 11 号 平成 11 年 4 月 1 日条例第 6 号
平成 12 年 7 月 1 日条例第 41 号 平成 18 年 3 月 28 日条例第 22 号
平成 18 年 9 月 29 日条例第 38 号 平成 20 年 3 月 24 日条例第 17 号
平成 26 年 3 月 20 日条例第 5 号 平成 28 年 3 月 17 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者が医療に関し負担する経費の経減を図り、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳を交付された者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号による障害の級別が 1 級から 3 級までの者
- (2) 重度の知的障害を有する者で、規則で定める者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条の障害等級が 1 級又は 2 級の者
- (4) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 30 条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級の障害の状況にある旨の市長の認定を受けた者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (3) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

- (4) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

3 この条例において「保険医療機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法第 63 条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項に規定する柔道整復師
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 1 条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者

(対象者)

第 3 条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、都留市に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、規則で定める特別の事情がある場合は、対象者が本市の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の支給の対象とすることができる。

- (1) 20 歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)第 20 条又は第 21 条に規定する障害児福祉手当の支給の制限の要件に該当する者と同等な経済状態にある旨の市長の認定を受けた者
- (2) 特別児童扶養手当の受給資格者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 6 条から第 8 条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による児童福祉施設に収容されている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による障害者支援施設に入所している知的障害者又は旧知的障害者
援護施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費
の支給を受けることができる者

(6) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和 32 年法律第 41 号)による一般疾
病医療費の支給を受けることができる者

(医療費助成金)

第 4 条 対象者の疾病又は負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付並びに
保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費
及び特別療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)が行われた場合には、当該
療養の給付等を受けた者が負担すべき額(以下「一部負担金」という。)を医療費助
成金(以下「助成金」という。)として支給する。ただし、対象者が他の法令等によ
り療養の給付等に係る費用の給付を受けられる場合は、その額を控除するものと
する。

(受給者証の交付申請)

第 5 条 助成金の支給を受けようとする対象者又はその保護者は、規則で定めるところ
により、市長に重度心身障害者医療費助成金受給資格者証(以下「受給者証」と
いう。)の交付を申請しなければならない。受給者証を亡失し、若しくは損傷した
ことによりその再交付を受ける場合又は受給者証の更新を受ける場合も、同様と
する。

(受給者証の交付)

第 6 条 市長は、前条の申請に基づき、第 3 条に定める対象者と認定したときは、当
該対象者に規則で定める受給者証を交付しなければならない。

(受給者証の提示)

第 7 条 前条の規定により、受給者証の交付を受けた対象者(以下「受給者」とい
う。)又はその保護者(受給者を現に扶養し、又は監護する者として市長が認定した
者をいう。以下同じ。)は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等(第 2 条第 3 項
第 3 号及び第 4 号に規定するものを除く。次条第 3 項において同じ。)において療

養の給付等を受けようとする場合は、医療保険各法に規定する被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成金の支給方法)

第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者の請求に基づいて行うものとする。

2 前項の請求は、原則として1月分を単位とし、保険医療機関等において療養の給付等を受けた日の属する月の療養の給付等に係る費用について、一括して翌月の10日以降に規則で定めるところにより、市に請求するものとする。

3 市長は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等から助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る対象者に対する助成金の支給に関し第1項の請求を受けたものとみなすことができる。

4 市長は第1項の規定にかかわらず、受給者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合(受給者証を提示しないで療養の給付等を受けた場合その他の規則で定める場合を除く。)は、受給者又はその保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該受給者又はその保護者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該受給者又はその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定により、市長が当該保険医療機関等に対し支払いをした時は、当該受給者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

6 助成金は、受給者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の10日から起算して2年以内に請求しなかった場合には、支給しないものとする。

(届出の義務)

第9条 受給者又はその保護者は、第5条の申請事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給者又はその保護者は、受給者が第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第 12 条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 都留市重度心身障害児医療費助成金支給条例(昭和 47 年都留市条例第 21 号)は、廃止する。

附 則(昭和 56 年 10 月 9 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行し、この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則(昭和 59 年 6 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 22 日条例第 34 号)抄

(都留市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日以降の医療に係る医療費から適用する。

附 則(昭和 61 年 3 月 20 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 26 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以降に行われた療養又は医療に要する費用について適用する。

附 則(平成 7 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成 7 年 10 月 1 日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 3 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、(中略)第 4 条の規定による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成金条例(中略)の規定は、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 7 月 1 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の(中略)都留市重度心身障害者医療費助成条例は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月28日条例第22号)

- 1 この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療にかかる療養の給付等について適用する。

附 則(平成26年3月20日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等(新条例第4条の療養の給付等をいう。以下この項において同じ。)に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月17日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等(新条例第 4 条に規定する療養の給付等をいう。以下この項において同じ。)に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。